

別紙1

「公認会計士等登録規則等の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>本人確認について戸籍謄本等の提出を求めないこととした場合、外国人の登録が容易になるため、従来どおり、戸籍謄本等の提出を求めべきである。</p>	<p>現状、公認会計士法上、公認会計士や特定社員の登録に際して、日本国籍を有していることは要件とされておりません（公認会計士につき法第4条、特定社員につき法第34条の10の10）。</p> <p>外国人でも登録を行うことは可能とされており、その場合、本人確認は、パスポート、在留カード及び住民票の写し等を用いて行われています。本改正案による外国人の登録の取扱いに変更はありません。</p>
2	<p>改正案のとおり、戸籍謄本等を不要とした場合であっても、公的な証明書（住民票の写し等）の原本によって本人確認を実施していただきたい。</p>	<p>本改正案は、公認会計士登録等の本人確認にあたり、全ての申請者に対して一律に戸籍謄本等と住民票の写し等の双方を求める必要はないと考えられることから、原則として戸籍謄本等の提出を求めないこととし、住民票の写し等によって本人確認を行うこととするものです。</p> <p>したがって、公認会計士登録の本人確認が住民票の写し等の公的な証明書によって行われること自体は変わりありません。</p>